

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（263））
2. 日時：平成29年8月4日 13時30分～17時35分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、大塚安全審査官、角谷安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、穂藤保安規定係長、皆川保安規定係長、高嶋原子力規制専門員

（シビアアクシデント研究部門）

舟山首席技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他21名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力運営 主任 他1名

中部電力株式会社：電力ネットワークカンパニー 電子通信部 技術グループ  
副長 他3名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力防災チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（原子力運営）

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「35条/62条 通信連絡設備」及び「34条/61条 緊急時対策所」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

### <通信連絡設備>

- 重要事故シーケンス毎に必要な通信設備台数について、運用方法も含め整理して提示すること。
- ページング設備が重大事故等対処設備となっていないことについて、設計基準事故時及び重大事故時の一斉放送の必要性について整理して提示すること。
- 衛星電話設備については、衛星電話だけでなく制御装置等を含めた全般的な操作の有無を示すとともに、衛星回線と必要な衛星電話台数等との関係を示し成立性を整理して提示すること。

### <緊急時対策所>

- 換気空調系について、各運転モードでの空気の流れがわかるよう概要図を整

理して提示すること。

- 緊急時対策所の加圧判断基準について、根拠を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 比較表（35条 通信連絡設備）
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（通信連絡設備）（第35条）
- ・ 比較表（34条 緊急時対策所）
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（緊急時対策所）（第34条）